

一般社団法人 日本地震工学会
第 1 回 通 常 総 会 議 案

第 1 号議案	平成 2 1 年度事業報告	1
第 2 号議案	平成 2 1 年度収支決算報告	2
	平成 2 1 年度監査報告	4
第 3 号議案	平成 2 2 年度理事・監事の選任	5
第 4 号議案	平成 2 2 年度選挙管理委員会委員の選任	6
第 5 号議案	平成 2 2 年度役員候補推薦委員会委員の選任	7
第 6 号議案	平成 2 2 年度事業計画	8
第 7 号議案	平成 2 2 年度収支予算	12
資料 1	一般社団法人日本地震工学会 定款	13



平成 2 2 年 5 月 2 0 日 (木)

於：建築会館ホール

一般社団法人 日本地震工学会
東京都港区芝 5-26-20 建築会館内
TEL : 03-5730-2831 FAX : 03-5730-2830

第1号議案 平成21年度事業報告

1. 設立総会の開催

一般社団法人日本地震工学会の設立総会を平成22年1月20日（水）19：00～20：30に建築会館内の日本地震工学会事務室で開催した。出席者は設立時社員となる4名（濱田政則氏（早稲田大学）、久保哲夫氏（東京大学）、武村雅之氏（鹿島建設）、犬飼伴幸氏（竹中工務店））で、濱田政則氏が議長となって行った。決議事項を以下に示す。

- ・日本地震工学会の法人化準備委員会で作成され、理事会の承認を得た定款で一般社団法人日本地震工学会の登記手続きを行う。
- ・登記に際して、代表理事は濱田政則氏、監事を武村雅之氏とし、久保哲夫氏と犬飼伴幸氏が理事となることとした。
- ・5月20日（木）の総会において日本地震工学会から一般社団法人日本地震工学会への移行を滞りなく行うための準備を開始することとした。
- ・日本地震工学会の活動の継続性を確保するため、一般社団法人日本地震工学会は4月1日に遡り、日本地震工学会の平成22年度事業計画および平成22年度収支予算を引き継ぐこととした。これらは一般社団法人日本地震工学会の第1回通常総会に諮ることとした。
- ・事務局は鳴原毅氏に依頼した。

2. 一般社団法人日本地震工学会の登記

東京法務局より平成22年2月9日付けで、「一般社団法人日本地震工学会の法人設立の年月日を平成22年2月4日で登記」した旨の報告を受領した。

3. 臨時理事会の開催

一般社団法人日本地震工学会の臨時理事会を平成22年3月23日（火）18：00～19：00に建築会館内の日本地震工学会事務室で開催した。決議事項を以下に示す。

- ・平成21年度（平成22年2月4日～平成22年3月31日）の事業報告と収支決算報告（案）を検討し、監査報告会の準備を行った。

第2号議案

平成22年度 一般社団法人 日本地震工学会収支計算書

(2010年2月4日から2010年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	予算	決算	差異
(経常収支の部)			
I 経常収入の部			
1 会費・入会金収入			
入会金収入			
会費収入			
2 事業収入			
(1) 事業収入			
(2) 事業収入			
3 補助金等収入			
地方公共団体補助金収入			
民間委託金収入			
4 寄付金収入			
5 その他収入	801,000	801,000	0
利息収入			
任意団体からの借入金収入	801,000	801,000	0
6 その他の事業会計からの繰入			
経常収入合計	801,000	801,000	0
7 前期繰越金			
II 経常支出の部			
1 事業費			
2 管理費			
役員報酬			
給料手当			
什器備品費			
光熱水費			
消耗品費			
通信運搬費			
印刷製本費			
租税公課			
3 創立費支出	801,000	554,615	246,385
経常支出合計	801,000	554,615	246,385
経常収支差額	0	246,385	-246,385
III その他資金収入の部			
1 固定資産売却収入			
その他の資金収入合計	0	0	0
IV その他資金支出の部			
1 固定資産取得支出			
その他の資金支出合計	0	0	0
当期収支差額	0	246,385	-246,385
前期繰越収支差額			0
次期繰越収支差額	0	246,385	-246,385

(注1)

1 資金の範囲

資金の範囲は、現金預金、未払金とする。

2 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳

	前期末残高	当期末残高
現金預金		801,000
未払金		554,615
次期繰越収支差額		246,385

(注1)

一般社団法人設立に係る費用(行政書士費用、登記費用)

貸借対照表

平成22年 3月31日現在

一般社団法人 日本地震工学会
一般会計

科 目	一般会計	合 計
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金		
現 普 通 預 金	801,000	801,000
郵 便 振 替 口 座		
立 期 替 付 金		
仮 払 金		
流動資産合計	801,000	801,000
2. 固定資産		
(1) 特定資産		
特定資産合計		
(2) その他固定資産		
創 立 費	554,615	554,615
その他固定資産合計	554,615	554,615
資産合計	1,355,615	1,355,615
II 負債の部		
1. 流動負債		
未 払 金	554,615	554,615
借 入 金	801,000	801,000
流動負債合計	1,355,615	1,355,615
負債合計	1,355,615	1,355,615
III 正味財産の部		
1. 指定正味財産		
指定正味財産合計		
2. 一般正味財産		
正味財産合計	0	0
負債及び正味財産合計	0	0

財産負債明細

普通預金	三菱東京UFJ銀行 田町支店 普通預金 No.0103167	801,000
創立費	一般社団法人設立費用	554,615
未払金	行政書士・登記費用	554,615
借入金	日本地震工学会	801,000

平成22年度 一般社団法人 日本地震工学会収支予算書

(2010年2月4日から2010年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	金	額
(経常収支の部)		
I 経常収入の部		
1 会費・入会金収入		
入会金収入		
会費収入		
2 事業収入		
(1) 事業収入		
(2) 事業収入		
3 補助金等収入		
地方公共団体補助金収入		
民間助成金収入		
4 寄付金収入		
5 その他収入		
利息収入		
任意団体からの借入金	801,000	
6 その他の事業会計からの繰入		
経常収入合計		801,000
II 経常支出の部		
1 事業費		
2 管理費		
役員報酬		
給料手当		
什器備品費		
光熱水費		
消耗品費		
通信運搬費		
印刷製本費		
租税公課		
登記費用		
経常支出合計	801,000	801,000
経常収支差額		0
III その他資金収入の部		
1 固定資産売却収入		
その他の資金収入合計		
IV その他資金支出の部		
1 固定資産取得支出		
2		
その他の資金支出合計		
当期収支差額		
前期繰越収支差額		
次期繰越収支差額		0

会計監査報告書

平成 22 年 5 月 7 日

一般社団法人 日本地震工学会
代表理事 濱田 政 則 殿

監事 武村 雅之 

一般社団法人日本地震工学会定款第 36 条により、平成 21 年度収支決算について、
下記書類により監査の結果、別紙決算書は、適正に表示され、年度内会計処理が正確に
実施されたことを証明致します。

【監査書類】

1. 貸借対照表
2. 損益計算書
3. 預金残高証明書

以上

第3号議案 平成22年度理事・監事の選任

一般社団法人日本地震工学会定款第19条第1項および第2項により、平成22年度理事・監事の選任を諮ります。

理事	久保 哲夫	(東京大学)
理事	中島 正愛	(京都大学)
理事	東畑 郁生	(東京大学)
理事	運上 茂樹	(国土交通省国土技術政策総合研究所) *
理事	中村 孝明	((株)篠塚研究所)
理事	澤本 佳和	(鹿島建設(株)) *
理事	高田 一	(横浜国立大学)
理事	東 貞成	((財)電力中央研究所) *
理事	保井 美敏	(戸田建設(株))
理事	佐藤 俊明	(清水建設(株)) *
理事	栗田 哲	(東京理科大学)
理事	藤田 聡	(東京電機大学)
理事	境 有紀	(筑波大学)
理事	鹿嶋 俊英	((独)建築研究所) *
理事	倉本 洋	(大阪大学)
理事	木全 宏之	(清水建設(株)) *
理事	山中 浩明	(東京工業大学) *
理事	飯場 正紀	((独)建築研究所)
理事	庄司 学	(筑波大学) *
監事	井上 範夫	(東北大学大学院 教授)

*印は任期2年(平成22年5月20日～平成24年5月31日)、その他は任期1年(平成22年5月20日～平成23年5月31日)

理事19名、監事1名

第4号議案 平成22年度選挙管理委員会委員の選任

第1回通常総会においては、一般社団法人日本地震工学会選挙規程附則に定めるとおり、一般社団法人日本地震工学会平成22年度の選挙管理委員会の委員として、下記の4名を指名しましたので、本総会で選任を諮ります。

正会員 日比野 浩 氏 (大成建設)
正会員 岡野 創 氏 (鹿島建設)
正会員 金子 美香 氏 (清水建設)
正会員 佐藤 俊明 氏 (清水建設)

第5号議案 平成22年度役員候補推薦委員会委員の選任

第1回通常総会においては、一般社団法人日本地震工学会選挙規程附則に定めるとおり、一般社団法人日本地震工学会平成22年度の役員候補推薦委員会の委員として、下記の16名を指名しましたので、本総会で選任を諮ります。

(任期：平成22年6月1日～平成24年5月31日)

一井 康二 (広島大学)
犬飼 伴幸 (竹中工務店)
植竹 富一 (東京電力)
大友 敬三 (電力中央研究所)
小林 信之 (青山学院大学)
西田 哲也 (秋田県立大学)
高宮 進 (国土技術政策総合研究所)
原田 隆典 (宮崎大学)
諸井 孝文 (小堀鐸二研究所)

(任期：平成22年6月1日～平成26年5月31日)

新井 洋 (国立技術政策総合研究所)
川口 順 (三重大学)
坂田 弘安 (東京工業大学)
澤本 佳和 (鹿島建設)
田蔵 隆 (清水建設)
中山 学 (防災科学技術研究所)
野畑 有秀 (大林組)

第6号議案 平成22年度事業計画

日本地震工学会は、地震工学に関わる分野横断的調査・研究の推進、地震災害軽減のための国内外活動と社会への啓蒙活動を含む直接的貢献を目的として活動している。

平成21年度においては、公益法人制度改革を受け、法人化準備委員会において法人化へ向けた検討を具体的に行い、平成22年2月に一般社団法人日本地震工学会を設立した。阪神淡路大震災から15年を経て、他の関連学会との共催により「阪神・淡路大震災15周年フォーラム」を実施、盛況利に終わることが出来た。また、11月には、年次大会を行った。

本年度は、任意団体である日本地震工学会は、一般社団法人日本地震工学会に全ての事業を移管し、法人格の下、日本地震工学会のさらなる発展、ならびに学術的活動の拡充等を図る。

一方、日本地震工学会は設立10周年を向かえ、来る2011年3月に記念式典を挙げる。併せて、11月に行われる本会主催の第13回地震工学シンポジウムにおいて、10周年記念行事を実施する。

これらの一連の活動を通じ、本学会の設立主旨を具現化するとともに、社会的認知度の向上に努力する。

(1) 会員部会

- 1) 会員増強策の検討・実施
- 2) 会費未納者対策
- 3) パンフレット改訂
- 4) 名誉会員推挙候補の選出
- 5) そのほか会員に係わる諸施策の検討

(2) 電子広報委員会

- 1) サーバーの管理、ならびにホームページ記事の編集
- 2) JAEE ニュース の配信 (月2回)、ならびに JAEE 臨時ニュースの配信 (適宜)
- 3) 編集 WG の開催
- 4) 今年度は年次大会が開催されないことから、例年問題となる大会実行委員会の担当者への申し送り事項をマニュアル化する。
- 5) 各担当理事と連携を取り、会員に魅力的なコンテンツの充実を図り、会員増への貢献を図る。

(3) 会誌編集委員会

- 1) 会誌第12号(2010年7月)および第13号を発行する(2011年1月)。
- 2) 連載企画、特別企画などの記事の継続的生産について検討する。

- 3) HP と連携した効果的な情報発信／記事募集方法を検討する。
- 4) 業務の遂行および引継ぎの円滑化に向けて委員の募集、構成および改選方法の見直しを検討する。

(4) 論文編集委員会

- 1) 委員会の性格上、粛々と論文集の編集作業を進めることが重要であることから、定期論文集の発刊（2・5・8・11月号）を行う。
- 2) 委員会の開催
- 3) 2011年奨励賞候補者の選定・奨励賞授賞式の遂行
- 4) 更なる活性化・効率化を図るために、特集号の企画、HPの充実、電子アーカイブ後の論文集の公開、査読手続きの効率化・迅速化、事務手続きのマニュアルの整備、などを実施または審議する。

(5) 研究統括委員会

- 1) 日本地震工学会での研究委員会の活発化に勤める。
- 2) 調査研究事業費は研究統括委員会の裁量で、調査研究活動に活用できることから、引き続き、以下のような基本的考えのもとで、研究委員会活動の活発化を支援する。
 - ・ 委員会活動費として、1委員会あたり40万円を配布する。
 - ・ 活動を積極的に展開するための増額要求を認め、研究統括委員会で審査し配布する。
 - ・ 委員会開催のための国内の旅費については各研究委員会の裁量でこれを認める。
 - ・ 研究活動の成果を、積極的に日本地震工学会のウェブサイトに掲載し、また英文での発信にも努めることを依頼する。
 - ・ 委員会が終了したものについては、成果報告の一環として、年次大会での発表を依頼する。
 - ・ 新たな委員会の設置を推進する。
 - ・ 地震災害対応では地震災害対応委員会を支援し、特に海外での被害地震発生時には、調査団派遣のイニシアチブをとり、国内の各学会と連絡をとり調査団の構成、派遣を支援する。

a) 地震災害対応委員会（常設委員会）

国内外の地震災害発生時における災害調査活動支援（情報収集、各学会調査団との調整、合同調査団の構成、突発災害調査費申請支援等）および調査報告会の企画、主・共催、開催支援などの災害対応活動を主導的に行う。あわせて、この活動の基本となる活動規定の策定および活動時に必要となる緊急連絡網や調査派遣時の団員候補者に関する人材情報等の具体的データ・情報の整理・整備とメンテナンスを進める。

b) 津波災害の実務的な軽減方策に関する研究委員会 ～2011.3

- ・ 3回の委員会開催等を通して、津波被害に対する具体的で実務的な対策の検討を行う。
- ・ 委員会の社会貢献の一形態として、津波災害発生時には調査研究を実施することと

する。その際、土木学会などにおける同種の委員会との連携を積極的に図る。

- ・ 津波災害対策施設等の現地視察を行う（北海道奥尻島を予定）。
- ・ 第2期津波委員会報告書の作成を行う。

c) 災害リモートセンシング技術の標準化と高度化に関する研究委員会 ～2012.3

- ・ 1回/3ヶ月の頻度で委員会を開催し、各委員の研究活動および委員会の活動について討議を行う。
- ・ 委員会に関するホームページの立ち上げを行う。
- ・ 9月末に東京工業大学で開催予定の第8回国際ワークショップに対して、米国多領域地震工学研究センター(MCEER)と協働で支援し、委員の多くが研究成果を発表する。
- ・ 高分解能衛星画像データや GIS データを購入し、委員間で共有し、災害把握技術の開発や建物インベントリ構築等に関する研究に利用する。

d) 地震被害・復興の記録のアーカイブス構築のための研究委員会 ～2011.5

2009年度までに集約された国内外の諸地震、およびそれらの被害を紐解く地盤データなどのデータと、データアーカイブスに求められる性格を整理しこれらを明示した上で、会員の主たる対象とするウェブサイトを整理する。これらをもって、会員への成果還元と対外的意見を表明する。

e) 微動利用技術研究委員会 ～2011.5

- ・ 第5回以降、ガイドライン WG, 利用実態調査 WG, 同一地点観測 WG でそれぞれを集中的に検討・実施する予定
- ・ 第5回研究委員会（ガイドライン素案目次案, WG 設置, 利用実態調査案, 同一地点観測案）
- ・ 第6回研究委員会（ガイドライン素案概要案, 利用実態調査中間報告）
- ・ 第7回研究委員会（利用ガイドライン素案粗原稿, 利用実態調査報告, 同一地点観測中間報告）
- ・ 第8回研究委員会（利用ガイドライン素案1次原稿, 同一地点観測報告）

f) 原子力発電所の地震安全問題に関する調査委員会 ～2011.3

- ・ 平成19年7月に発生した新潟県中越沖地震では東京電力・柏崎刈羽原子力発電所が被災し、現在も運転停止中である。この経験を活かし、本委員会の検討テーマを掘り下げ原子力発電所の地震時の安全性の考え方について討議する。
- ・ 年4回の活動で、①課題抽出項目の内容検討、②ロードマップ草案検討、③草案まとめ、④総括、の各テーマについて討議する。
- ・ 日本原子力学会、日本機械学会と連携を図り、各分科会活動を通じて情報交換を行う。

(6) 事業企画委員会

1) 技術講習会

「実務者」を対象とした講習会が非常に盛況であるため、若手実務者等を対象として、技

術の習得を目的とした、わかりやすい講習会をシリーズ物で企画する。

2) 講演会

講演の聴衆は、学会会員をはじめ、研究者・技術者等の専門家、および一般市民等、その構成が多様である。アンケート結果等を分析し、ニーズに応じた企画を立案する。

3) 施設・実験見学会

単なる見学会よりも、技術セミナーや講習会等の要素を取り入れ、参加者の理解が深まる企画を提案する。

4) 地震被害報告会

時代の変化に即したタイムリーな話題を提供する。

上記の事業企画は、「都市」と「地方」の地域性を考慮した開催とし、これらの活動を通して社会貢献する。

(7) 国際委員会

a) IAEE（世界地震工学会）に関して

- ・ 2012年世界地震工学会議（15WCEE/ポルトガル）開催に向け準備のため、世界各国理事（56カ国）との連携調整。
- ・ IAEE ホームページの更新作業の実施
- ・ 世界各国の研究者リスト更新のための編集作業の実施
- ・ 第1回から開催された論文集公開のための作業実施

なお、2010年6月、特定非営利活動法人 国際地震工学会を設立予定

b) 地震工学分野における規格基準の国際化に関して

規格基準、標準化というキーワードで、防災技術に関して（国際的に）我々はどのように対応していかなくてはならないのかを検討する。

(8) 10周年記念事業

- 1) 第13回日本地震工学シンポジウムにおける10周年記念行事の実施
- 2) 記念祝賀会（2011年3月）の計画と実施
- 3) 功労者選考
- 4) 記念出版の計画と実施

(9) その他

- ・ 第13回地震工学シンポジウムでは、JAEE10周年記念事業の一環として、特別講演会、特別セッション、国際企画、筑波研究学園都市地震工学ツアーなどを実施予定。
- ・ 新たな研究委員会を立ち上げる。

第7号議案 平成22年度収支予算

平成22年度一般社団法人日本地震工学会収支予算書(案)

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

科 目	予算額	前年度予算額	増 減	備 考	科 目	予算額	前年度予算額	増 減	備 考
I 事業活動収支の部					15周年記念事業費支出	0	3,730,000	-3,730,000	
1. 事業活動収入					会議費支出	0	470,000	-470,000	
入会金収入	50,000	50,000	0		旅費交通費支出	0	720,000	-720,000	
正会員入会金収入	50,000	50,000	0	1,000円×50名	印刷製本費支出	0	1,470,000	-1,470,000	
会費収入	17,120,000	17,770,000	-650,000		会場使用料支出	0	630,000	-630,000	
正会員会費収入	12,000,000	12,000,000	0	10,000円×1,200名(4/1現在1140名)	雑支出	0	440,000	-440,000	
学生会員会費収入	120,000	270,000	-150,000	1,000円×120名(4/1現在117名)	I T事業費支出	2,000,000	1,600,000	400,000	
法人会員会費収入	5,000,000	5,500,000	-500,000	100団体(4/1現在88団体)	会議費支出	100,000	130,000	-30,000	会議費、旅費
一般事業収入	900,000	1,040,000	-140,000		サーバー関連費支出	300,000	265,000	35,000	維持費
論文投稿料収入	600,000	800,000	-200,000	論文集投稿料収入	委託費支出	1,600,000	1,205,000	395,000	システム維持、Web維持
調査研究収入	50,000	40,000	10,000	研究委員会主催行事収入	10周年記念事業支出	200,000	65,000	135,000	
広報収入	250,000	200,000	50,000	会誌広告収入	会議費	200,000	65,000	135,000	
企画事業収入	1,750,000	2,670,000	-920,000		年次大会事業費	0	3,440,000	-3,440,000	
参加費収入	1,650,000	2,570,000	-920,000	参加費収入	会議費支出	0	300,000	-300,000	
その他雑収入	100,000	100,000	0	セミナー、講演会、講習会等参加費収入	印刷製本費支出	0	1,000,000	-1,000,000	
年次大会事業収入	0	3,440,000	-3,440,000		会場使用料支出	0	550,000	-550,000	
展示出展収入	0	1,250,000	-1,250,000		雑支出	0	790,000	-790,000	
参加費収入	0	1,890,000	-1,890,000		懇親会費	0	301,000	-301,000	
懇親会収入	0	300,000	-300,000		展示事業費	0	499,000	-499,000	
地震工学記念事業収入	0	1,100,000	-1,100,000		管理費支出	9,620,000	11,410,000	-1,790,000	
資料頒布収入	0	500,000	-500,000		給料手当支出	3,000,000	5,100,000	-2,100,000	事務局職員、アルバイト
参加費収入	0	600,000	-600,000		通信運搬費支出	260,000	260,000	0	電話代、資料発送費、切手代等
寄付金収入	0	300,000	-300,000		税理士報酬	600,000	400,000	200,000	税理士監査費、会計ソフトリース費、監事観察費
雑収入	150,000	130,000	20,000		理事会費支出	1,000,000	900,000	100,000	会議費50万円、旅費50万円
その他雑収入	150,000	130,000	20,000	過去の資料販売収入	総会費支出	500,000	400,000	100,000	会議費、旅費、コピー他
事業活動収入計	19,970,000	26,500,000	-6,530,000		法人維持管理	170,000	450,000	-280,000	法人登録継続の諸費用10万円、租税公課7万円
					選挙管理費支出	280,000	280,000	0	会議室、郵送費
2. 事業活動支出					役員推薦委支出	220,000	220,000	0	会議室、旅費
事業費支出	10,350,000	17,735,000	-7,385,000		消耗品費支出	900,000	900,000	0	コピー機リース費、事務用品費、消耗品費
論文事業費支出	1,050,000	1,070,000	-20,000		賃借料支出	1,850,000	1,850,000	0	家賃、共益費、光熱費等
雑給支出	800,000	610,000	190,000	アルバイト(週2日)	会員関連費支出	660,000	520,000	140,000	会費請求費、会員証送付費、名簿更新費
会議費支出	250,000	160,000	90,000	会議費、旅費	雑支出	180,000	130,000	50,000	銀行手数料、清掃費等
雑支出	0	300,000	-300,000		事業活動支出計	19,970,000	29,145,000	-9,175,000	
会誌事業費支出	2,400,000	2,220,000	180,000		事業活動収支差額	0	2,645,000	-2,645,000	
会議費支出	200,000	120,000	80,000	会議費、取材費、旅費	II 投資活動収支の部				
通信運搬費支出	400,000	480,000	-80,000	年2回発送	1. 投資活動収入				
印刷製本費支出	1,800,000	1,600,000	200,000	年2回発行	特定資産取崩収入	1,550,000	15,500,000	-13,950,000	21年度は法人化積立引当資金を取り崩して特別事業積立金へ移動した
委託費支出	0	20,000	-20,000		法人化積立引当資産取崩収入	0	15,000,000	-15,000,000	
広報事業費支出	150,000	300,000	-150,000		地震災害調査積立金取崩収入	500,000	0	500,000	
印刷製本費支出	150,000	300,000	-150,000	和文・英文パンフレット	特別事業積立金取崩収入	1,050,000	500,000	550,000	10周年記念事業費
国際交流事業費支出	450,000	520,000	-70,000		投資活動収入計	1,550,000	15,500,000	-13,950,000	
会議費支出	50,000	220,000	-170,000	会議費、旅費	2. 投資活動支出				
海外広報費	100,000	100,000	0	Web英語化費用	特定資産取得支出	1,550,000	15,500,000	-13,950,000	
I A E E 支援費	300,000	200,000	100,000	会議費	法人化積立引当資産取得支出	0	0	0	
調査研究事業費支出	2,100,000	1,920,000	180,000		地震災害調査積立金取得支出	500,000	500,000	0	
会議費支出	2,050,000	1,280,000	770,000	統括委員会5万円、4委員会、2新規委員会	特別事業積立金取得支出	1,050,000	15,000,000	-13,950,000	旅費70万円、会場費30万円、印刷費その他5万円
地震災害対応委	50,000	640,000	-590,000	会議費	投資活動支出計	1,550,000	15,500,000	-13,950,000	
表彰関係事業費支出	200,000	200,000	0		投資活動収支差額	0	0	0	
会議費支出	50,000	50,000	0	会議費、旅費	III 財務活動収支の部				
印刷製本費支出	150,000	150,000	0	論文奨励賞	1. 財務活動収入	0	0	0	
企画事業費支出	1,800,000	2,670,000	-870,000		財務活動収入計	0	0	0	
会議費支出	700,000	1,030,000	-330,000	委員会開催(会議費、旅費、印刷費)	2. 財務活動支出	0	0	0	
印刷製本費支出	400,000	340,000	60,000	資料印刷製本費	財務活動支出計	0	0	0	
会場使用料支出	300,000	500,000	-200,000	会場費、備品費、看板代等	財務活動収支差額	0	0	0	
講師謝金支出	200,000	600,000	-400,000	講師謝礼5万円・旅費15万円	IV 予備費支出	6,908,351		6,908,351	
雑支出	100,000	100,000	0	アルバイト代等	当期収支差額	0	-6,518,875	6,518,875	
他団体共催事業費	100,000	100,000	0		前期繰越収支差額	6,908,351	6,518,875	389,476	
					次期繰越収支差額	0	6,908,351	-6,908,351	

資料1

一般社団法人日本地震工学会定款

第1章 総則

- (名称)
- 第1条 当法人は、一般社団法人日本地震工学会と称する。
その英文名は、Japan Association for Earthquake Engineering (JAEE)とする。
- (主たる事務所)
- 第2条 当法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。
2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。
- (目的)
- 第3条 当法人は、地震工学および地震防災に関する学術・技術の進歩発展をはかり、もって地震災害の軽減に貢献することを目的とする。
その目的に資するため、次の事業を行う。
- (1) 地震工学及び地震防災に関する調査研究とその振興
 - (2) 地震工学及び地震防災に関する研究発表会の開催
 - (3) 地震工学及び地震防災に関する会報・論文集及び研究成果等の発行
 - (4) 地震工学及び地震防災に関する文献・資料の収集及び活用
 - (5) 地震工学及び地震防災に関する学術・技術・教育の振興及び普及
 - (6) 地震工学及び地震防災に関する講演会・講習会・展覧会・見学会などの開催、その他の広報活動
 - (7) 地震工学及び地震防災に関する国内外との学術・技術の交流
 - (8) 地震工学及び地震防災に関する業績の表彰
 - (9) その他、前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業
- 2 前各項の事業の実施地域は日本国内及び海外とする。
- (公告)
- 第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 会員

- (会員種別と資格)
- 第5条 会員の種別及び資格は、次の3種とする。
- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人
 - (2) 法人会員 当法人の目的に賛同して入会した法人
 - (3) 学生会員 在学中の当法人の目的に賛同して入会した個人
- 2 当法人の会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、申込むものとする。
- 3 第1項(1)(2)(3)の3種の会員とは別に、当法人の目的達成に多大の貢献をした者、又は地震工学あるいは地震防災に関する学術・技術の進歩発展に功績顕著な者に、社員総会の議決を経て、名誉会員の称号を贈ることができる。
- (入会の可否の決定)
- 第6条 第5条第1項(1)(2)(3)の3種の会員は、理事会において定める会員規則の基準により、理事会の決議において入会の可否を決定し、これを本人に通知する。

(法人の社員)
第7条 第5条第1項(1)(2)の会員(正会員・法人会員)をもって、当法人の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の権利)
会員の権利は、次のとおりとする。
第8条 (1) 正会員及び法人会員は社員総会における議決権をもち、社員総会に出席して意見を述べることができる。
(2) すべての会員は、会報等により情報提供を受けることができる。
(3) すべての会員は、委員会等の学会活動に参加することができる。

(経費等の負担)
第9条 会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。
2 会員は、理事会において別に定める会員規則に基づき、入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)
第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
(1) 退会したとき。
(2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
(3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
(4) 1年以上会費を滞納したとき。
(5) 除名されたとき。
(6) 社員総会の同意があったとき。

(退会)
第11条 会員で退会しようとするものは、会費を完納したうえ、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会できる。

(権利の停止)
第12条 会費の不納が6ヶ月以上に及ぶ者は、理事会の決議により第8条第1項の(2)(3)に定めた会員の権利を停止することができる。

(除名)
第13条 会員が次の各号のひとつに該当するときは、社員総会の議決総数の3分の2の特別議決を経て、除名することができる。
(1) 当法人の名誉を傷つけ、又はこの会の目的に反する行為のあるとき
(2) 当法人の定款または規則に違反する行為のあるとき。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、議決の前に弁明する機会を与えなければならない。

第3章 社員総会

(社員総会)
第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後2か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)
第15条 社員総会の招集は、理事会がこれを決定し、会長が招集する。
2 社員総会の招集通知は、開催日より2週間前までに各社員に対して発する。
3 臨時社員総会は、次の場合に開催する。
(1) 理事会で必要と認めたとき。
(2) 監事が必要と認めたとき。
(3) 社員総数の10分の1以上から会議に付議すべき事項を書面に示して請求があったとき。

(決議の方法)

- 第16条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。
- 2 社員総会に欠席する社員は、議決権の行使を他の出席の社員に委任することができる。但し、代理権を証明する書面または電磁的記録を、当法人に提出しなければならない。又この場合前項の出席した社員とする。
 - 3 社員は、社員総会において1個の議決権を有する。

(議長)

- 第17条 社員総会の議長は会長がこれにあたる。また会長が欠けたときは副会長、理事の順でこれにあたる。

(議事録)

- 第18条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員等

(役員の設定等)

- 第19条 当法人に、次の役員を置く。
- 理事 3名以上20名以内
監事 1名以上2名以内
- 2 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
 - 3 理事のうち、理事会の決議により1名を会長とし、1名以上4名以内を執行理事とする。
 - 4 理事会は執行理事の中から、1名以上3名以内で副会長と、1名の専務理事を置くことができる。また副会長と専務理事は兼任できない。
 - 5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等以内の親族（その他当該理事と政令で定める特別の関係のあるものを含む。）の総数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事については2名選任の場合は、配偶者又は3親等以内の親族（その他当該監事と政令で定める特別の関係のあるものを含む。）であってはならない。
 - 6 監事は、理事及び事務局職員を兼ねることができない。

(理事の職務権限)

- 第20条 理事は、理事会を構成し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び本定款で定めるところにより、その職務を執行する。
- 2 会長は当法人を代表し、また一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、その職務を執行する。
 - 3 副会長は、会長を補佐して当法人の業務を掌理し、会長に事故あるとき、または欠けたときは、その職務を執行する。
 - 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、その職務を執行する。
 - 5 会長及び副会長、並びに専務理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

- 第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

- 第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 2 理事は重任及び再任を妨げない。
 - 3 前第2項に関わらず、会長は重任できない。
 - 4 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 5 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 6 役員は、辞任又は任期の満了後により、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

- 第23条 役員は社員総会の決議によって解任することができる。ただし監事を解任する場合は、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上に当たる議決数をもって行わなければならない。

(報酬等)

- 第24条 役員は無報酬とする。
- 2 役員にはその職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第5章 理事会

(構成)

- 第25条 当法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、通常理事会と臨時理事会とし、すべての理事をもって構成し、会長を議長とする。
 - 3 通常理事会は、毎年4回以上開催する。
 - 4 臨時理事会は、会長が必要と認めたとときのほか、監事及び理事から請求があつたとき開催する。
 - 5 会長が必要と認めた者は、理事会に出席し意見を述べることができる。

(権限)

- 第26条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) 当法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長及び執行理事の選定及び解職

(招集)

- 第27条 理事会は、会長が招集する。
会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

- 第28条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

- 第29条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
- 2 理事会に出席した理事及び監事から議事録署名人を2名選出し、署名人が議事録に署名する。

第6章 基金

(基金の拠出)

第30条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- 2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。
- 3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法、その他の必要な事項を清算人において別に定める。

第7章 資産および会計

(財産管理)

第31条 当法人の財産の管理・運用ならびに会計は、会長及び専務理事が行うものとし、その方法は別に定める財産管理運用規則による。

(利益の会員への分配禁止)

第32条 当法人の収入及び財産は、会員に分配することはできない。

(経費の支弁)

第33条 当法人の経費は、会費・資産または事業から生ずる収入寄付金その他の収入をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第34条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予算にない事業への資金準備・補正予算)

第35条 当法人の事業計画及び収支予算を変更する場合は、臨時に社員総会を開催して、臨時社員総会で議決する。

(決算)

第36条 当法人の決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、下記記載の(1)(2)(3)の書類については、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告しなければならない。

- (1) 貸借対照表
- (2) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (3) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の付属明細書

(事業報告)

第37条 当法人の事業報告については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、下記記載の(1)(2)の書類については、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書

(決算書類の公示)

第38条 当法人は前項の定時社員総会終了後、直ちに貸借対照表を公告する。

(長期借入金)

第39条 当法人が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会及び社員総会の議決を経るものとする。

(重要な財産の処分と譲り受け)
第40条 当法人が重要な財産の処分、又は譲り受けを行うとするとき、理事会及び社員総会の議決を経なければならない。

(会計原則)
第41条 当法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

(事業年度)
第42条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

第8章 定款の変更、法人の合併・解散等

(定款の変更)
第43条 本定款の変更は、理事会において出席者の3分の2以上、かつ社員総会において総社員の議決権数の3分の2以上の議決を経なければならない。

(合併・事業の譲渡・廃止)
第44条 当法人は、社員総会において総社員の議決権数の3分の2以上の議決により、他の公益的な事業を行う団体との合併、事業の全部または一部の譲渡および廃止をすることができる。

(解散)
第45条 当法人の解散は、理事会において出席者の3分の2以上、かつ社員総会において総社員の議決権数の3分の2以上の議決を経なければならない。

(解散時の残余財産の処分)
第46条 当法人が解散等に清算するとき有する残余財産の処分は、前条による議決を経て、この会の目的に類似の公益法人の公益的な事業を行う団体、または国もしくは地方公共団体に寄付するものとする。

第9章 事務局

(事務局の設置)
第47条 当法人の事務を処理するため事務局を設ける。

(事務局の組織運営)
第48条 事務局の組織及び運営について必要な事項は会長が定め、理事会に報告する。

第10章 規則

(規則)
第49条 本定款施行に必要な事項のうち、以下の各号に示すものは、理事会の議決により別に定め、社員総会に報告する。
(1) 一般規則
(2) 会員規則
(3) 財産管理運用規則
(4) 総会規則
(5) 理事会規則

(規程)

第50条 本定款及び前条で定める規則以外で、当法人の運営に必要な事項は規程として理事会の議決により別に定める。

(法令の準拠)

第51条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及びその他法令に従う。

第11章 附則

本附則は、当法人設立後削除することができる。

(初年度の事業年度の期間)

第52条 当法人の設立初年度の事業年度は、法人登記手続きが完了して法人として成立した日を事業年度の開始日とし、平成22年3月31日を事業年度の終了日とする。

(設立時の社員)

第53条 設立時社員の氏名は次の通りである。

設立時社員1 濱田 政 則

設立時社員2 久保 哲 夫

設立時社員3 武村 雅 之

設立時社員4 犬飼 伴 幸

以上、一般社団法人日本地震工学会設立のため、設立時社員濱田政則、同久保哲夫及び同武村雅之、同犬飼伴幸は、本定款を作成し、これに署名する。

本定款を作成し、設立時社員が次に署名押印する。

平成22年 月 日

設立時社員 (濱田政則) _____

設立時社員 (久保哲夫) _____

設立時社員 (武村雅之) _____

設立時社員 (犬飼伴幸) _____

以下余白